



## ガバナンス

ステークホルダーとのコミュニケーション	87
コンプライアンス(法令等遵守)	89
リスク管理	93
コーポレート・ガバナンス	97
社外取締役メッセージ	101
役員一覧	103
組織図・グループ会社	105

## ステークホルダーとのコミュニケーション

当行では、様々なステークホルダーとの活発なコミュニケーションを通じて、より質の高い活動を推進し、企業価値の向上を目指しています。



### お客さまとのコミュニケーション

「お客さまの声カード」を営業店に設置し、いただいたご意見やご要望をもとに、接客スキルの向上や店頭体制の見直しに努めています。あわせて、全店で定期的に「CS委員会」を開催し、お客さまから感動していただけるようなサービスの向上に取り組んでいます。

また、窓口に来店されたお客さまをはじめ、法人のお取引先や資産運用・ローンのお客さまなどに「アンケート」を実施し、その結果を全店で共有したうえで、お客さまへの応対や商品説明・ご提案などの品質を向上させることで、お客さま本位の業務運営を実践するための体制を構築しています。



お客さまの声カード

### 地域社会とのコミュニケーション

地域社会の一員として、地域のお祭りなどの行事への参加、各種イベントへの協力など様々な取り組みを通じて地域の皆さまとの交流を図っています(→P40)。

また、地域の医療福祉の充実や芸術文化振興などに貢献すべく積極的に取り組んでいます(→P48～53)。

### 株主・投資家とのコミュニケーション

株主・投資家の皆さまと長く揺るぎない信頼関係を築くため、適時・適切な情報開示に加え、決算説明会などを積極的に開催しています。コミュニケーションの機会をより拡充することで、当行への理解を深めていただき、常に適切な評価を獲得できるよう努めています。

#### 機関投資家向け決算説明会

例年6月と12月に機関投資家向け決算説明会を開催しています。頭取より、直近の決算内容や経営戦略、配当方針などを説明するほか、投資家の皆さまからのご質問を受け付けています。説明会で使用した資料や質疑応答の内容はホームページで公表しています。また、機関投資家の皆さまのご要望に応じて、個別ミーティングも随時開催しています。

主なIR活動

IR活動	2022年度	
	回数	場所
株主総会	1	札幌
機関投資家向け決算説明会	2	Web会議
機関投資家向け個別ミーティング	9	電話・Web会議
個人投資家向け会社説明会	コロナ禍をふまえて未実施	

#### 個人投資家向け会社説明会

例年7月に個人投資家向け会社説明会を開催しています。2022年度はコロナ禍を鑑み開催を見送りとしましたが、2023年7月にはWeb会議形式で説明会を開催し、160名の皆さまにご参加いただきました。頭取より、当行の地域金融機関としての位置づけや今後の事業展開などについて説明したほか、投資家の皆さまからのご質問を受け付け、双方向のコミュニケーションを図っています。



### 職員とのコミュニケーション

役員が営業店等と意見交換を行うなど、職員との経営方針や経営課題の共有ならびに現場の忌憚のない意見の収集に努めています。

また、人事部臨店チームによる人事面接や組織活性化調査の実施により、職員の意見や要望を人事施策に反映しているほか、タレントマネジメントシステムを活用した行内SNSでの役職員の紹介や「1on1ミーティング」の実施など、役職員間のコミュニケーションを促進することで、「働きがいのある職場づくり」への取組みを強化しています。



1on1ミーティング

# コンプライアンス(法令等遵守)

当行グループでは、「行動規範」の一つに「コンプライアンス・社会的責任を常に意識し、誠実に向き合う」ことを掲げ、これが全ての行動の根幹になることを全職員に周知・徹底しています。

## コンプライアンス態勢

当行では、「法令等遵守規程」に基づき、取締役会が当行および当行グループのコンプライアンス態勢の整備を統括し、「コンプライアンス委員会」において具体的な行動計画等を策定しています。

### コンプライアンス委員会

当行は、コンプライアンス態勢確立のために頭取が任命する委員長および委員によるコンプライアンス委員会を設けており、法務コンプライアンス部が事務局となっています。また、各営業店・本部各部室にはコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を配置しており、コンプライアンスに関する状況等を把握し、方針を徹底・浸透させています。

コンプライアンス委員会は、遵守すべき法令等の解説や違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したコンプライアンス・マニュアルを全役職員等に配布、また態勢強化のための具体的な計画であるコンプライアンス・プログラムの策定・見直しを行い、取締役会に付議・報告しています。

### コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底のため、各職場でコンプライアンス担当者が中心となり、コンプライアンス・プログラムに基づく研修を繰り返し実施しています。

また、新任営業店長や新任副支店長等を対象に、階層別のコンプライアンス集合研修を継続的に実施し、コンプライアンス態勢の強化を図っています。

### 内部通報制度

当行および子会社の役職員が法令上疑義のある行為等を発見した場合に、法務コンプライアンス部等の当行本部部署または弁護士による社外受付機関へ直接、報告することができる内部通報制度を利用し、不正行為やコンプライアンス上の問題の早期把握と是正に努めています。

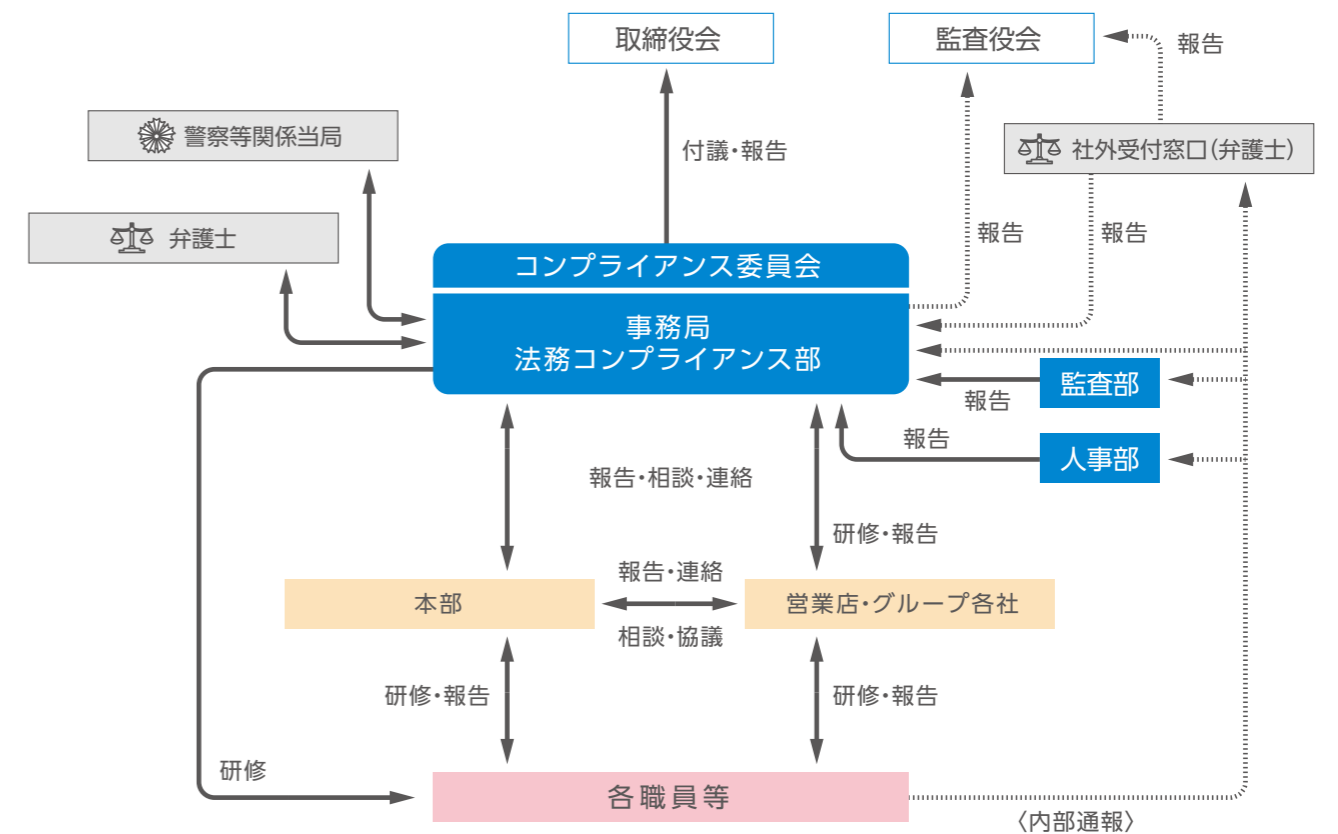
また、グループ内の役職員が遵守する「内部通報規程」において、通報窓口から報告を受けた法務コンプライアンス部が都度監査役に報告する体制、および通報窓口が直接監査役に報告できる体制を定めているほか、通報者に不利益を与えない適切な態勢を整備し、通報者の保護を徹底しています。

## 反社会的勢力への対応

当行は、銀行のもつ公共的使命および社会的責任を認識し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への資金提供の拒絶、不当要求・不当介入の排除など、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断すべく態勢の整備に努めています。

「反社会的勢力への対応に係る基本方針」に則り、各種預金取引、融資取引、貸金庫取引等の各種取引に「暴力団排除条項」を導入し、また法務コンプライアンス部を中心として警察や弁護士等と連携のうえ、反社会的勢力の排除を図っています。

■ コンプライアンス態勢図





## コンプライアンス(法令等遵守)

### 個人情報保護・お客さま保護等の管理態勢

当行では経営理念のもと、お客さま本位の営業をより追求し、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に最善の提案をもってお応えすべく全行挙げて取り組んでいます。こうした取組みを実践していくうえで、情報資産を有効に活用し、適切に保護することが不可欠であるという認識のもと「セキュリティポリシー兼セキュリティスタンダード」を定め、遵守状況のチェックを行っています。

また、以下の方針等を役職員に周知・徹底し、個人情報保護・お客さま保護等の管理態勢強化に努めています。

#### 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」に従って定めた「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を公表し、情報の漏洩等の防止のための態勢整備や開示等の請求に対応する受付態勢を構築するなど個人情報保護のための安全管理措置の整備を行っています。

#### お客さま保護等

「金融商品の販売等に関する法律」等に基づき、お客さまの利便性向上や保護を図ることを目的とした「お客さま保護等管理方針」や、お客さまに適切な金融商品を提供するための「勧誘方針」等を定めており、適正な業務運営をもってお客さまの信頼性を高めるよう努めています。

#### 利益相反管理

お客さまの利益が不当に害されることを防止するために「利益相反管理ポリシー」「利益相反管理規程」を定め、利益相反に該当する取引を適切に管理する態勢を整備しています。

### マネー・ロンダリング等金融犯罪の防止に関する取組

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策は、国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として重要性が高まっています。

当行は、マネー・ロンダリング等対策を経営の最重要課題のひとつと位置付け、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「外国為替及び外国貿易法」などの関係法令に定められた取引時確認の措置等を的確に実施することは当然として、金融庁が公表する「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、実効性のある対策に取り組んでいます。

2018年11月に「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針」を制定し、2019年1月には、統括部署として法務コンプライアンス部内に「マネー・ロンダリング等金融犯罪対策室」を設置しました。

今後もリスクベース・アプローチの考え方に基づくマネー・ロンダリング等管理態勢の強化に努めると共に、TSUBASAアライアンス参加行と共同でマネー・ロンダリング等の対策に取り組み、一層の高度化・効率化を図ってまいります。

### マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

北洋銀行(以下「当行」)は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与(以下「マネー・ロンダリング等」という。)対策を経営の最重要課題のひとつとして位置づけるとともに、関係法令等を遵守し、当行を取り巻く国際情勢やリスクの変化等に機動的に対応し、かつ実効的な管理態勢の整備に努めます。

#### 1 組織態勢

- (1) 当行は、マネー・ロンダリング等の対策に関する責任者及び統括部門を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部門の連携のもと、各部門の役割及び責任を明確にしてマネー・ロンダリング等の対策に取り組めます。
- (2) 「取締役会」は、マネー・ロンダリング等の対策を経営の最重要課題のひとつと認識し、主体的かつ積極的に関与して適切な管理態勢を構築します。

#### 2 リスクベース・アプローチ

当行は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当行の提供する商品・サービスや取引形態、取引にかかる国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、マネー・ロンダリング等のリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を判断・実施します。

#### 3 顧客管理方針

当行は、本人確認、取引時確認、資産凍結等の措置に係る確認など、顧客の属性や取引の内容に適した必要な措置を適切に実施します。

#### 4 疑わしい取引の届出と資産凍結の措置

当行は、疑わしい取引について、適時・的確に検知できる態勢を整備し、当局に対して直ちに届け出ます。また、資産凍結対象者等に対する措置を適切に実施します。

#### 5 コルレス契約先の管理

当行は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、コルレス契約先の情報を定期的に収集してリスクを評価し、評価結果に基づいて、適切な方策を講じます。また、営業実態のない架空銀行(シェルバンク)との関係は遮断します。

#### 6 研修等の実施

当行は、役職員等に対し、マネー・ロンダリング等の対策に関する研修等を継続的に実施し、必要な知識を高め、意識の向上を図ります。

#### 7 有効性の検証

当行は、マネー・ロンダリング等の対策の状況について、独立した内部監査部門である監査部が定期的に監査を行い、監査結果を踏まえてさらなる管理態勢の改善に努めます。

以上

### 盗難通帳・インターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しへの対応

当行では、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償(以下「預金者保護法に基づく補償」といいます)のほかに、盗難通帳・インターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しへの対応を次のとおり行っています。

#### 1. 盗難通帳による預金等の不正な払い戻しへの対応

個人のお客さまが盗難された通帳により預金の不正な払い戻しの被害に遭われた場合には、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じて被害補償を実施いたします。(※)

#### 2. インターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しへの対応

- (1) 個人のお客さまがインターネットバンキングによる不正な払い戻しの被害に遭われた場合には、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じて被害補償を実施いたします。(※)
- (2) 法人のお客さまがインターネットバンキングによる不正な払い戻しの被害に遭われた場合には、当行が定める「お客さまに実施していただくセキュリティ対策」の導入等を条件に、所定の限度額の範囲内で被害補償を実施いたします。(※)

#### 〈インターネットバンキングに関するお問い合わせ先〉

- (1) 個人のお客さま: 最寄りの当行本支店窓口またはフリーダイヤル: 0120-161-697にお問い合わせください。  
ご利用時間/平日9:00~17:00(銀行休業日を除く)
- (2) 法人のお客さま: 最寄りの当行本支店窓口またはフリーダイヤル: 0120-440-043にお問い合わせください。  
ご利用時間/平日9:00~18:00(銀行休業日を除く)

当行は、これからもお客さまに安心してご利用いただけますよう、引き続きセキュリティの向上に取り組んでまいります。また、不正な払い戻しを未然に防止するため、預金等の払い戻しの際には追加的な本人確認をお願いする場合がありますのでご承知願います。

※盗難通帳・インターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しにかかる被害補償につきまして、お客さまの「故意」もしくは「過失」による損害など所定の要件に該当する場合には、補償の対象外もしくは補償の減額となることがあります。詳しくは当行ホームページ等でご確認ください。

# リスク管理

当行では、経営の健全性を確保しつつ収益力を向上できるよう、  
管理態勢・管理手法の充実を図るとともにリスク管理に取り組んでいます。

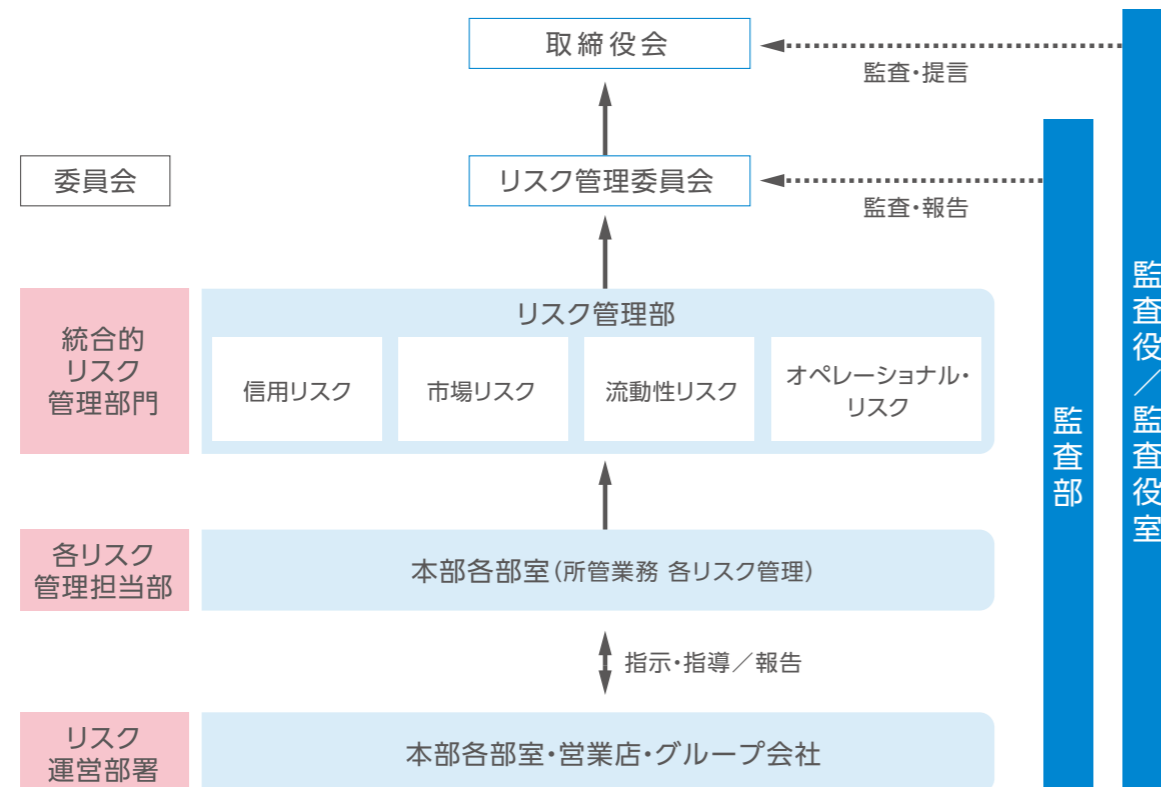
## リスク管理態勢

お客さまニーズの高度化・多様化に伴い、多彩な金融商品の開発が行われるなど、金融機関を取り巻く環境は大きく変化してきており、これらから発生するリスクもまた一段と多様化・複雑化しています。このような環境の下で、お客さまが安心してお取引引きできる、また選ばれる金融機関となるためには、これらのリスクを適切に管理し、コントロールすることが以前にも増して強く求められています。

当行では、「リスク管理委員会」を設置し、グループ各社のリスク管理を統括することにより、経営の健全化を目指し、リスク管理態勢への取組みの強化・充実を図っています。

また、内部管理態勢の適切性・有効性検証のため、当行の監査部による内部監査を実施することで、内部牽制機能を構築するとともに、内部管理態勢の評価および改善提言等を行っています。

■ リスク管理態勢図



## 各リスクの 統合管理への取組

グループ各社が抱える様々なリスクを統合的に管理するため、「リスク管理委員会」において、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクをはじめ主要なリスク状況を把握するとともに、リスク管理方針やリスク管理態勢整備に関する事項について、協議を行っています。

加えて、当行のリスクを計量化し、リスク量の合計が経営体力の範囲内にあることをチェックしています。また、グループ経営会議を設置し、グループ各社と様々な協議を行っています。

## 信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務内容の悪化あるいは支払能力低下の傾向等により、資産の価値が減少ないし消失し当行グループが損失を被るリスク、および大口信用供与先、特定業種または特定グループ等への貸出資産等の偏り・集中から生じるリスクです。

信用リスク管理には、2つの捉え方があります。1つは、個別取引先の貸出金をその信用状況に応じた適切な手法により管理することであり、もう1つは、特定の取引先や業種に対する貸出が偏重することのないよう、適切にポートフォリオを管理し、信用リスクを分散できる貸出運営を行うことです。

「リスク管理委員会」および「信用リスク管理検討会」では、グループの与信全体についてのポートフォリオを適切に管理することで、グループ全体の信用リスクの把握・検証を行っています。

また、当行では、審査部門の独立性の確保、審査機能の充実を図っており、行内・行外研修などを活用し、審査管理能力の向上に努めています。

なお、信用リスク管理の高度化に関しては、信用供与先や案件の債務履行の確実性を表す内部格付制度の拡充を図っており、基礎的内部格付手法を採用しています。

また、デフォルト先の最終的な損失率を算出するためのデータ収集を行い、平均的な損失額を見積もるための対応なども行っています。

## リスク管理

### 市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利の変動や有価証券の価格変動、外国為替相場の変動などにより、保有する資産の価値が減少することによって損失を被るリスクです。市場リスクの発生を予測し、適切に回避・軽減することは、金融機関の経営にとって非常に重要になっています。

「リスク管理委員会」および「ALM委員会」では、グループ全体の運用資産の市場リスク量を把握し、チェック・管理する態勢を取っています。

当行では、「有価証券運用・リスクテイクポリシー」にローリスク運用、中長期分散投資、市場流動性の重視等の基本方針を定め、ALMの調整、余資運用を目的として有価証券運用を行っています。また、相場観に過度に依存することや、短期的な収益確保を狙った投資行動はとらないことにしています。

具体的な有価証券運用方針は、経営陣を含めた「有価証券運用会議」で協議されています。また、市場リスク管理にあたっては、牽制機能を確保するため、市場取引部門（フロントオフィス）、市場リスク管理部門（ミドルオフィス）と後方事務部門（バックオフィス）を厳格に分離するとともに、「リスク管理委員会」等においてリスクリミット・アラームポイント・損失限度・運用上限等を設定し実効的なリスクコントロールを行っています。

### 流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難となったり、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることで被る「市場流動性リスク」があります。

当行では、こうした「流動性リスク」を適切に管理するため、「流動性リスク管理規程」において、流動性リスク管理に関する方針、基本事項を定めています。

資金繰り管理部門は、日次・月次の資金繰り動向を把握し資金繰りリスクの抑制に努めており、流動性リスク管理部門は、資金繰りおよび流動性リスクに問題がないかをモニタリングしています。市場環境や当行の資金繰り状況が大きく変化した場合は直ちに経営陣に報告し、「リスク管理委員会」などにおいて必要な対策等について、速やかに意思決定を行う体制となっています。なお、当行は、換金性の高い流動性資産を十分に確保するための最低流動性準備量を制定し、日次でモニタリングしているほか、万が一流動性リスクが顕在化した場合に備えたマニュアル等も整備し、実効性を確保するために定期的な訓練を行っています。

### オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクです。

当行グループでは、オペレーショナル・リスク管理に関する基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスクを、その特性に応じて「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「有形資産リスク」「人的リスク」に分けて管理しています。

また、オペレーショナル・リスク顕在化の未然防止および発生時の影響極小化を図るため、グループ各社がオペレーショナル・リスクの管理統括部署を設置し、各リスクの管理部署が専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しています。顕在化したオペレーショナル・リスクの管理については、内部損失データの収集と分析を行い、潜在的オペレーショナル・リスクの管理については、そのリスクを特定し、評価し、管理・削減する手法として、RCSA（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）を取り入れ、その一連のプロセスを定期的実施しています。

#### オペレーショナル・リスクの概要

種類	概要
事務リスク	従業員の不正や過失等、または外部者の不正等に起因して、不適切な事務が行われることによりグループ会社が損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン・誤作動・障害等の発生、または不正利用によりグループ会社が損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等の違反、不適切な契約の締結等によりグループ会社が損失を被るリスク
有形資産リスク	自然災害や犯罪、不適切な資産管理等により、グループ各社が保有する有形資産が毀損し損失を被るリスク
人的リスク	労務慣行ならびに安全衛生環境の問題発生や、従業員の不法行為による使用者責任の追及等によりグループ会社が損失を被るリスク

### BCP（緊急時業務継続計画）の整備について

地域金融機関には、万が一、災害等不測の事態が発生した場合でも、その影響を最小限に留め、業務を継続し、もしくは早期に業務を再開する責務があります。

当行グループでは、「危機管理規程」等を定め、グループ各社で協力し危機に対応できるよう態勢整備に努めています。

なお、当行の「業務継続計画」では、様々な事態に対応することを目指し、大規模災害の結果生じる被害（店舗損壊、システム障害等）を想定、特定した重要業務を継続していくために「緊急時対応要領」などのマニュアルを作成し、定期的に訓練を実施しています。



# コーポレート・ガバナンス

当行は、任意の委員会の設置や社外取締役の増員など、より効果的なコーポレート・ガバナンス体制の確立に努めています。

## 基本的な考え方

当行は、北洋銀行グループの経営理念のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主・お取引先（お客さま）・職員・地域社会などの様々なステークホルダーと確固たる信頼関係を構築し、より実効的なコーポレートガバナンスを追求していくことを基本的な考え方としています。

この基本的な考え方に基づき、監査の独立性を確保する観点から、取締役会と監査役会が明確に分離されている監査役会設置会社を選択し、その枠組みの中で、独立社外役員が過半数を占める任意の「指名・報酬等経営諮問委員会」を設置するなど、より効果的なコーポレートガバナンス体制の確立に努めており、これを向上させていくために適時適切に見直しを行ってまいります。

## 1. 株主の権利・平等性の確保

- 株主の権利・平等性が実質的に確保されるよう、少数株主や外国人株主など様々な株主の立場に十分配慮するとともに、株主総会における招集通知の早期発送や開催日の適切な設定など議決権行使の環境整備に努めてまいります。
- 株主・投資家に平等に情報を提供するため、インフォメーション・ミーティングや個人投資家向け会社説明会の資料は、原則同日中に当行ホームページで開示します。

## 2. ステークホルダーとの適切な協働

- 様々なステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重し、各ステークホルダーと適切に協働することにより、確固たる信頼関係の構築に努めてまいります。
- 地域金融機関として、北海道経済の発展に寄与することを責務と考え、地方創生への積極的な取組みやお客さまのライフステージに応じたサービスの提供などにより、「地域密着型金融」を推進してまいります。
- 全てのステークホルダーと地域社会・環境および当行グループのサステナビリティを重視し、「サステナビリティ方針」のもと、「ESG取組方針」を定めるとともに、「お客さまとの共通価値の創造」「環境保全」「医療福祉」「教育文化」「ダイバーシティ」の5項目を「SDGsに係る重点取組テーマ」として、様々な施策に取り組んでまいります。

## 3. 適切な情報開示と透明性の確保

- 情報開示に関する基本的な考え方を「ディスクロージャー・ポリシー」として定め、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、「開示委員会」において運用状況を検証してまいります。
- 経営理念や中期経営計画をはじめとする非財務情報についても、当行ホームページへの掲載などにより、主体的に開示してまいります。

## 4. 取締役会等の責務

### (1) 取締役会・監査役会

- 取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえたうえで、経営戦略や経営計画をはじめとする重要な意思決定および経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な責務とします。
- 取締役会は、定款で定める14名以内の適正な員数とし、業務に精通した一定数の社内取締役と、専門的知見や経験等のバックグラウンドが異なる複数名の社外取締役にて構成します。
- 監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえたうえで、能動的・積極的にその権限を行使し、取締役の職務の執行に対する実効性の高い監査を行うことを主要な責務とします。
- 監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任します。

### (2) 独立社外取締役の有効な活用

- 独立社外取締役は、中長期的な企業価値向上の視点とステークホルダーの立場に立った助言および重要な意思決定を通じた経営の監督を行うことを主要な責務とします。
- 独立社外取締役は、「指名・報酬等経営諮問委員会」「経営戦略に関する意見交換会」等に出席し、取締役会以外においても、当行の重要な意思決定に係る議論に参画します。

### (3) 取締役・監査役候補者の選定

- 取締役会は、「取締役・監査役候補者の選定基準」を定め、これを開示します。
- 取締役会は、社外役員候補者の選定に係る「独立性判断基準」を定め、これを開示します。
- 取締役候補者の選定に際しては、当行の業績等の評価を適切に人事に反映させ、「コーポレート・ガバナンス報告書」（当行ホームページで開示）に記載の基準・手続に従い、独立社外役員が過半数を占める「指名・報酬等経営諮問委員会」の協議を経て、取締役会で決議することにより、透明性・公正性の確保に努めます。

### (4) 取締役・監査役の報酬の決定

- 取締役会は、「各会社役員の報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針」を定め、これを開示します。
- 取締役の報酬の透明性・公正性を確保するため、独立社外役員が過半数を占める「指名・報酬等経営諮問委員会」を設置し、個別の支給額を決定します。
- 監査役報酬は監査役協議により決定します。

## 5. 株主との対話

当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主との建設的な対話が不可欠であるとの認識のもと、取締役会で定めた「株主・投資家の皆さまとの建設的な対話を促進するための方針」に基づき、その体制を整備するとともに、IR活動の充実に取り組んでまいります。

## 内部統制システムの整備

### 内部統制基本方針

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて「内部統制基本方針」を決議し、当行の業務ならびに当行およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備しています。また、「職務権限規程」等により、職務・権限・意思決定ルールを明確化するとともに、「グループ運営規程」「子会社管理要領」でグループ内の経営上の意思決定・報告体制を明確に定め、当行および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われる体制を構築しています。

### 財務報告に係る内部統制の基本方針

当行は、有価証券報告書をはじめとする財務報告に関する信頼性の確保は、経営上の重要な要点であると考えています。そのため、当行では、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」への対応として、取締役会において「財務報告に係る内部統制の基本方針」を決議し、「財務報告に係るグループ内部統制管理規程」を制定しています。

## コーポレート・ガバナンス

### 会社の機関

2020年6月から社外取締役を1名増員しており、現在、役員構成は取締役10名（うち社外取締役4名）、監査役5名（うち社外監査役3名）となっています。また、当行グループ内の業務推進上の戦略・方針等の連絡・調整を図ることを目的に、グループ経営会議を設置しているほか、営業推進・業務運営等に関する重要な事項等を決議・協議することを目的に、社内取締役で構成する経営会議を設置しています。

### 社外役員

#### 社外取締役

経営の透明性を高めるため、社外取締役4名を選任し、その社外取締役が社外監査役を含む監査役会と連携して取締役の業務執行をモニタリングする体制を構築しており、社外取締役によるモニタリングは十分に機能していると考えています。また、全員を独立役員として東京証券取引所および札幌証券取引所に届出しています。

社外取締役／西田 直樹氏 谷口 雅子氏 神戸 俊昭氏 田原 咲世氏

#### 社外監査役

社外監査役3名を選任し、うち1名を常勤監査役としており、社外監査役による経営の監視機能は十分に機能していると考えています。また、全員を独立役員として東京証券取引所および札幌証券取引所に届出しています。

社外監査役（常勤）／窪田 毅氏 社外監査役／和田 健夫氏 石井 吉春氏

#### 社外役員への研修機会等の提供

当行では、新任社外役員への本部各部からのレクチャーのほか、営業拠点の視察、当行イベントへの参加、各種セミナーの受講等の機会を提供し、社外役員が銀行業務に関する理解を深めるサポートに努めています。

### 内部監査、監査役監査、会計監査

#### 内部監査

当行は、被監査部門から独立した内部監査部門として、取締役会が直轄する監査部を設置し、取締役会で決定する監査方針・実施基本計画に基づき、本部、営業店、子会社の内部監査を実施しています。監査結果は、原則毎月開催される監査報告会に報告されるとともに、取締役会および監査役会へ報告されています。

#### 監査役監査

常勤監査役は、当行営業店や子会社への往査、重要書類の閲覧・調査等の業務監査を通じて内部管理態勢を検証するとともに、取締役会への出席等により取締役の職務執行の適法性と妥当性に関する監査を行っています。監査役（会）のサポート専担部署として監査役室を設置し、業務を検証できる能力と知識を有する専任スタッフを監査役室長として配置するとともに、監査役（会）から要請があった場合は監査役室に職員を配置することとしています。また、当該スタッフの異動・人事考課・賞与評定・懲戒等については、その独立性を確保するために常勤監査役の同意を必要としています。

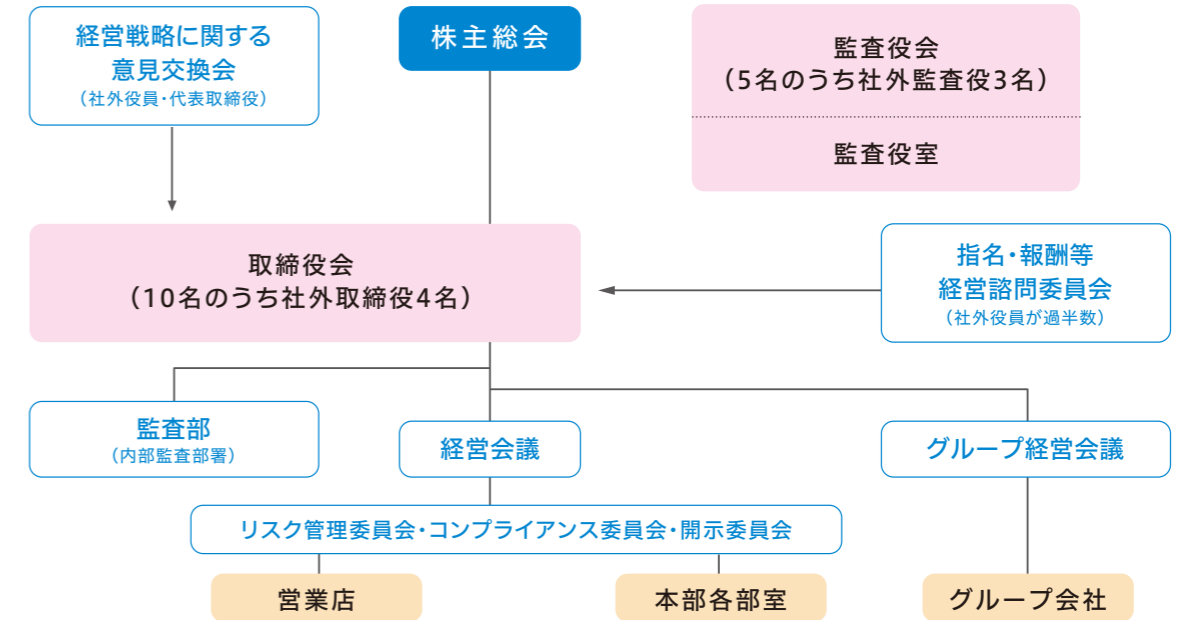
#### 会計監査

当行の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人です。

#### 相互連携

社外取締役が決算時の監査役会に出席し、監査役監査に係る意見交換を行うなど、監査役と社外取締役は相互に連携しています。また、社外取締役と社外監査役は、取締役会において定期的に内部監査の結果について報告を受けています。監査役と内部監査部門は会計監査人と決算に関する意見交換会を実施し、社外取締役は別途会計監査人から説明を受けるなど、関係機関が適切に連携し、監督、監査の実効性向上を図っています。

### コーポレート・ガバナンス体制概要図



### 各会構成員



### 取締役会・監査役会スキルマトリックス

氏名・職位	スキル	経験と専門性									
		企業経営組織運営	サステナビリティ	地域金融	人事・ダイバーシティ	融資審査	市場運用	デジタル戦略・システム	財務会計	リスクマネジメント	法律・コンプライアンス
取締役会	安田 光春 取締役頭取(代表取締役)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長野 実 取締役副頭取(代表取締役)	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	増田 仁志 専務取締役	○		○		○					
	津山 博恒 常務取締役		○	○					○		
	山田 明 取締役	○		○		○					
	米田 和志 取締役			○			○				
	西田 直樹 社外取締役	○	○	○							
	谷口 雅子 社外取締役	○			○				○		
監査役会	神戸 俊昭 社外取締役	○									○
	田原 咲世 社外取締役				○						
	押野 均 常勤監査役				○	○				○	○
	竹内 巖 常勤監査役	○	○	○		○					
	窪田 毅 常勤監査役(社外)	○		○	○					○	○
	和田 健夫 監査役(社外)	○							○		○
石井 吉春 監査役(社外)	○		○		○						

(注) 上記一覧表は各取締役ならびに監査役が有する全ての経験・専門性を表すものではありません。





社外取締役  
谷口 雅子

当行は、北海道の地域金融機関として、必要に応じたリスクマネーの提供を行い、金融仲介機能を発揮することで、地域に貢献しようと努力しています。金融機関を取り巻く環境が大きく変わる中において、継続的・安定的にお客さまの資金繰りを支えるためには、当行の経営の安定も重要であり、お客さまのより深い事業性理解に基づいた資産査定や予備的要素を勘案した必要な引当を行うとともに、リスクに十分配慮した有価証券運用を心掛けたうえで、每期一定水準の利益を確保しているものと理解しています。

仕事を通じて、職員が自らの成長や働きがいを感じられることは、中長期的に企業価値を高めることにもつながるものと思います。女性管理職の状況、子育て、介護へのサポート、シニア世代の働き方などへの当行全体での取組み状況についても、社外取締役として注目していきたいと考えています。

当年度は、取締役会議長として、取締役に参加されている多くの方に発言いただき、本質的な議論を活発にできる場にするように配慮したいと考えています。

北洋銀行グループは、2020年3月に策定した経営理念の実現を目指して、本年4月に中期経営計画を策定し、「北海道の明日をきりひらく」経営を強化することとしています。

今後は、経営理念と行動規範の浸透・定着を図るステージから、お客さま・地域と当行グループの持続的な成長につなげていくステージへとステップアップし、北海道のリーディングバンクとして“組織的な実践力”の真価が問われることとなります。このため、役職員一人ひとりが、自ら考え挑戦する意識を強く持って、チームワークの最大化を図りながら、本計画に掲げる施策だけでなく新しい施策にも積極的にチャレンジしていくことが重要であると考えています。

また、“組織的な実践力”を高めるためには、営業店・本部・グループ会社のコミュニケーションの充実と連携の強化、専門人財の戦略的・継続的な育成、質の高いPDCAサイクルの実践等がこれまで以上に重要になると考えています。

社外取締役としては、以上のような考え方を踏まえ、地域金融行政に携わってきた経験や知見も活かしながら助言・提言等を行い、お客さま・地域と当行グループの持続的な成長に貢献していきたいと考えています。



社外取締役  
西田 直樹

## 社外取締役メッセージ (2023年6月)

## EXTERNAL DIRECTOR'S MESSAGE



社外取締役  
神戸 俊昭

北洋銀行の経営理念の冒頭には、「お客さま本位」の徹底が掲げられています。これはまさに永遠のテーマです。ともすれば銀行は「銀行本位」の営業姿勢に陥りがちだからです。私は、約10年間銀行に在籍した後、弁護士として主に企業法務に取り組んできました。

今回、社外取締役に就任するにあたり、法律の専門家としてコンプライアンスの徹底に注力することは当然と考えますが、一方で過度で平板な(メリハリのない)コンプライアンス規制が、職員に対して萎縮的効果を及ぼすリスクも懸念しています。職員一人ひとりが自らの成長を実感し、仕事に対するやりがいを感じるなかで、失敗を恐れぬ自由な発想により、お客さまに目を向けることができれば、北洋銀行は、今まで以上に、お客さまのニーズを的確にくみ取り、一歩踏み込んだ提案・支援ができるのではないのでしょうか。

社外取締役として、職員における健全なコンプライアンス意識の醸成と自由闊達なフロンティア精神の涵養に少しでも助力したいと考えています。

私は、労働行政に14年間携わった経験をもとに、社会保険労務士に転じてからは労働法務の専門家として、北海道内外の企業の労働環境の改善を支援してきました。

わが国においては、監督官庁が施行する法令に沿った経営が求められます。人事労務分野では就業規則をはじめとした数多くの制度を整備する必要がありますが、これらの整備にあたっては、トップダウンではなく、現場で働く人を疎外しないものにしなければなりません。

例えば、育児や家族の介護を行う人の権利を守る制度を制定するにあたっては、周囲でフォローする同僚のことも配慮する必要があります。

当行の様々な制度が「法令を満たしている」ととどまらず、「現場の勤務実態にマッチし、全ての行員が能力を発揮できる」制度へと成熟していくよう、当行の成長に寄与する人的資本経営への取組みに貢献してまいりたいと思います。



社外取締役  
田原 咲世

役員一覧 (2023年7月1日現在)



取締役頭取(代表取締役)  
**安田 光春**

2014年6月 取締役経営企画部長  
2016年6月 常務取締役  
2018年4月 取締役頭取(現任)



取締役副頭取(代表取締役)  
**長野 実**

2016年6月 常務取締役本店営業部本店長  
2017年6月 常務取締役  
2019年6月 取締役副頭取(現任)



専務取締役  
**増田 仁志**

2019年4月 常務執行役員帯広中央支店長  
2021年6月 常務取締役本店営業部本店長  
2022年6月 専務取締役本店営業部本店長(現任)



常務取締役  
**津山 博恒**

2020年4月 執行役員本店営業部副本店長  
2021年6月 常務執行役員帯広中央支店長兼  
帯広西支店長兼帯広南支店長  
2023年6月 常務取締役(現任)



取締役  
**山田 明**

2020年4月 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長  
2022年4月 常務執行役員法人推進部長兼ソリューション部長  
2022年6月 取締役法人推進部長兼ソリューション部長(現任)



取締役  
**米田 和志**

2021年6月 常務執行役員ソリューション部長兼法人推進部長  
2022年4月 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長  
2023年6月 取締役営業店サポート部長(現任)



取締役(社外)  
**西田 直樹**

2014年7月 金融庁総務企画局審議官  
2018年7月 財務省北陸財務局長(2019年7月退任)  
2020年6月 当行取締役(現任)



取締役(社外)  
**谷口 雅子**

2013年7月 谷口雅子公認会計士事務所開設(現任)  
2017年8月 監査法人銀河代表社員(現任)  
2020年6月 当行取締役(現任)



取締役(社外)  
**神戸 俊昭**

2006年10月 神戸法律事務所開設  
2014年10月 弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所に  
名称変更 代表社員(現任)  
2018年 6月 日本グランド株式会社社外取締役(現任)  
2023年 6月 当行取締役(現任)



取締役(社外)  
**田原 咲世**

2006年4月 厚生労働省北海道労務局 職業安定部  
需給調整指導官  
2008年4月 社会保険労務士登録  
北投労働法務事務所開設(現任)  
2023年6月 当行取締役(現任)



常勤監査役  
**押野 均**

2017年 4月 執行役員監査部長  
2018年10月 常務執行役員監査部長  
2021年 6月 常勤監査役(現任)



常勤監査役  
**竹内 巖**

2016年6月 常務取締役  
2019年6月 取締役副頭取  
2022年6月 常勤監査役(現任)



常勤監査役(社外)  
**窪田 毅**

2015年6月 北海道庁総合政策部長  
2017年4月 同 副知事(2019年5月退任)  
2019年6月 当行常勤監査役(現任)



監査役(社外)  
**和田 健夫**

2008年4月 小樽商科大学理事(副学長)  
兼大学院商学研究科長  
2014年4月 同 学長(2020年3月退官)  
2020年6月 当行監査役(現任)



監査役(社外)  
**石井 吉春**

2003年6月 株式会社日本政策投資銀行四国支店長  
2015年4月 北海道大学公共政策大学院院長  
2019年6月 株式会社苫東代表取締役会長  
2020年6月 当行監査役(現任)  
2023年6月 株式会社苫東取締役会長(現任)

常務執行役員 **小林 良輔**  
常務執行役員 **栗尾 史郎**

常務執行役員 **石川 裕也**  
常務執行役員 **宮原 正宏**

常務執行役員 **野際 斉**

執行役員 **石田 裕一**  
執行役員 **河瀬 和也**  
執行役員 **今木 賢人**

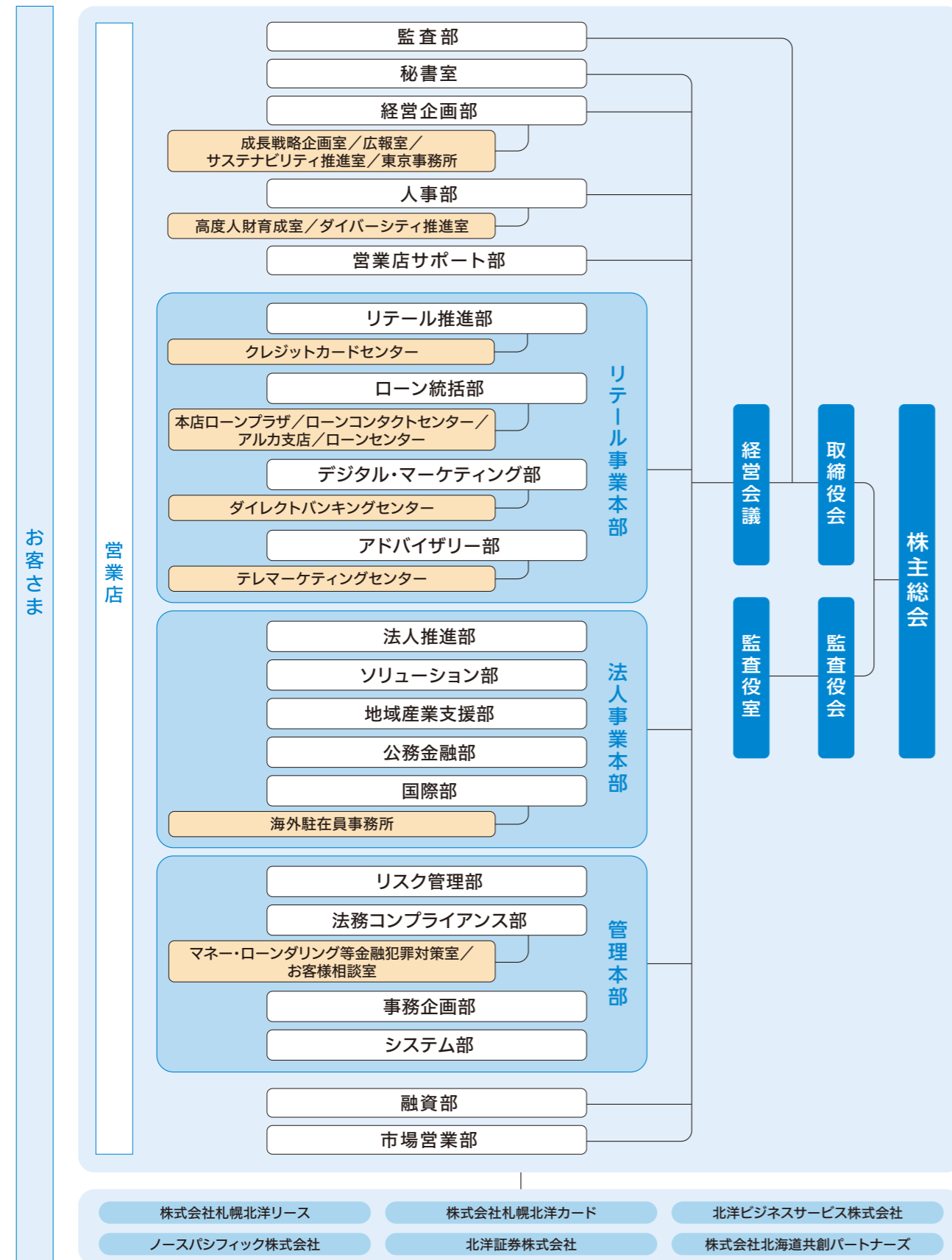
執行役員 **水本 健一**  
執行役員 **牧田 知也**  
執行役員 **佐藤 光輔**

執行役員 **林 和則**  
執行役員 **三宅 大輔**

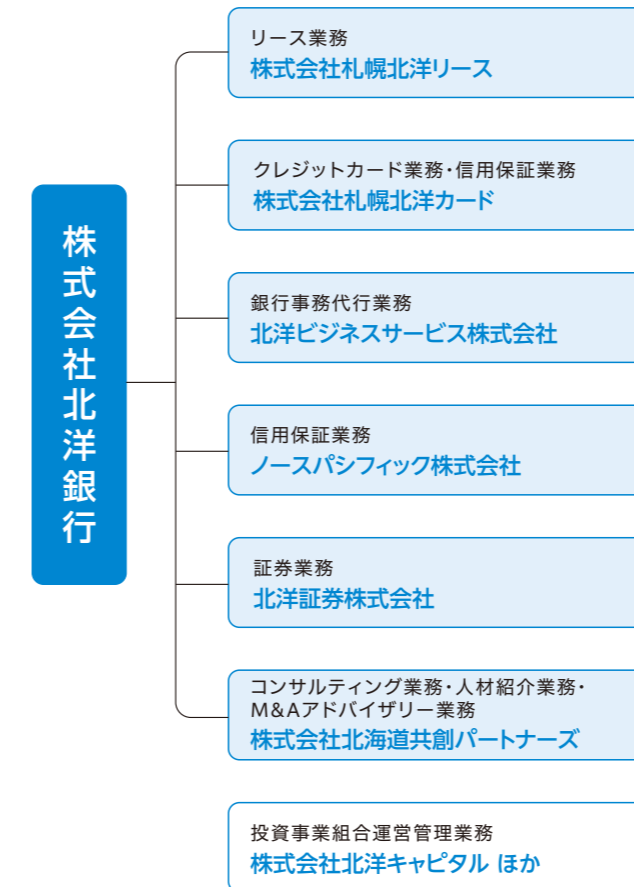
執行役員 **吉野 弘隆**  
執行役員 **中地 大介**



組織図 (2023年3月31日現在)



グループ会社



北洋銀行グループは、当行、連結子会社および投資事業組合等で構成され、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、コンサルティング業務および証券業務などの金融サービスに係る事業を行っています。

子会社の重要な業務の決定等については、グループ運営規程および子会社管理要領に当行への報告が必要な事項を定め、経営上の報告体制を明確にしています。また、当行および子会社の役員が出席するグループ経営会議を定期的に行い、グループ内の業務推進上の戦略・方針等の連絡・調整を行うとともに、子会社の役員に経営上の重要事項の報告を義務づけています。さらに、当行は子会社に対する定期的な監査を通じ、業務運営および管理状況等について助言・指導を行っています。

■ 連結子会社の概況

(2023年3月31日現在)

会社名	本社所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当行議決権 比率(%)	グループ会社の 議決権比率(%)
株式会社札幌北洋リース	札幌市中央区大通西3丁目11番地	リース業務	1989年6月30日	50	100.00	—
株式会社札幌北洋カード	札幌市中央区大通西3丁目11番地	クレジットカード業務・ 信用保証業務	1983年4月1日	100	100.00	—
北洋ビジネスサービス株式会社	札幌市中央区南8条西8丁目523番地	銀行事務代行業務	1998年7月3日	60	100.00	—
ノースパシフィック株式会社	札幌市中央区南8条西8丁目523番地	信用保証業務	1988年6月28日	100	4.34	39.38
北洋証券株式会社	札幌市中央区大通西3丁目11番地	証券業務	1938年2月11日	3,000	100.00	—
株式会社北海道共創パートナーズ	札幌市中央区大通西4丁目1番地(※)	コンサルティング業務・ 人材紹介業務・ M&Aアドバイザリー業務	2017年9月27日	49	100.00	—

※株式会社北海道共創パートナーズは、2023年5月に札幌市中央区大通西3丁目7番地に移転しています。



## 株式会社 北洋銀行 経営企画部

〒060-8661 札幌市中央区大通西3丁目7番地 電話 011-261-1311 (代表)

<https://www.hokuyobank.co.jp/>



FSC®認証紙製品を使用する事により責任ある森林管理を支援しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを使用しています。



この印刷物は環境にやさしい「植物油インキ」を使用しています。